

事業主 村松彦太郎  
資本金 三萬五千圓  
事業 硝子製造

企業系統 ナシ  
役員者 堀田 計九十七名

三労働者 堀田 計五十三名

協議参加者 堀田 計五十三名

協議参加者中労働組合加入者 全員  
應援労働組合 周東労働者組合(周東労働組合自由聯合系)

四協議発生一時 昭和四年十二月五日

五協議発生原因

本工場は財界不況影響を受け事業不振となり使用職工の一部解雇を企て本年十月中旬  
自伊藤藤吉、山口砥治、山本勇治、山崎、山口鉄治、木村久雄、六名を解雇し豫告  
シタルに被解雇者、嘆願、張り解雇延期を店りに要求其後十月中旬三日彼等が解雇を  
ラレントシタルハ職工坂野村松次郎、所為ナリトシテ同人を毆打シタル事實アリ或ハ  
周東一般労働者組合幹部と通謀シテ地職工組合加入を勧誘スル等、所為アリシテ以テ事業  
主ハ近々解雇を断行スヘク計画中

是を察知シタル被解雇豫告等ハ要求書を提出スルに至リ

六要求事項

本月五日午前八時周東一般労働者組合連絡委員江西一三、白井新平、両名ハ職工委員  
ヲ受ケタリト称シ事業主ニ會見別記ニ要書ヲ提出シタリ

七経過

一交渉状況

A. 要求書提出ト共ニ即答ヲ求メタルニ事業主明答ハ與ヘザリシヲ以テ両名ハ已ハナク  
辞去セリ

B. 六日労働双方會見折衝シタルニ解決ニ至ラス

C. 七日午前午後二回ニ至リ事業主並ニ江西、白井、両名會見折衝ニ事業主ハ要求ハ大部  
合々承認シタルニ被解雇者、半肯額ニ相立、主張懸隔アリテ解決ニ至ラス

D. 八日両者四度會見折衝ノ結果別記ニ通り協定成立解決シタリ

二事業主側

罷業ニ参加セザル労働者ヲ使用シテ引續キ作業ヲ繼續ス

三労働者側

A. 労働者中組合加入セズルハ六日罷業ニ南葛飾郡大島町三丁目四百番地周東  
地方労働組合自由聯合會事務所ヲ第議同本部トシテ向所ニ集合セリ